

第29回 刈谷市社会人選手権大会開催要項

- 1 参加資格 平成29年度刈谷市社会人リーグ参加チーム
- 2 会場 別紙日程表のとおり
- 3 組合せ 予選リーグ戦(8ブロック)を行ない、各ブロックの成績順位より上位1チームが決勝トーナメントに進出する。
(各ブロックの成績は、勝ち点・得失点差・総得点の順で順位を決める。)
※詳細は、別紙日程表参照
- 4 競技規則 競技規則及び運営方法については、下記のとおりとする。特に定めのない事項については、Kリーグの運営等に従うものとする。
- ①ルールは、試合開催日の日本サッカー協会競技規則による。
 - ②試合時間は30-5-30分とする。(以降の試合開始時間に影響のでないように注意)
※決勝トーナメントは、同点の場合はPK戦(5対5)で勝敗を決する。6人目からサドンデス。
 - ③決勝トーナメント進出は **勝ち点、得失点差、総得点、直接対決の順**で決定する。
※予選リーグ勝ち点 勝ち:3点 引き分け:1点 とする。**棄権は、-5点。**
 - ④試合開始時間に遅刻したチーム及び試合開始時に7人未満の選手しか出場できないチームは不戦敗とする。
※不戦試合・棄権試合の場合の得点は1-0とする。
 - ⑤会場準備の遅れのため試合開始時間が遅れた場合は、第2試合が定刻に開始できるように試合時間を短縮して行うこと。
 - ⑥退場処分者は、次の試合は出場できない。警告の次試合への累積はしない
 - ⑦選手の交代人数は自由とする。**『再交代』を適用する。提出メンバー表には背番号を記載のこと。**
 - ⑧ユニホーム(上衣・パンツ・ストッキング・背番号)の揃っていない選手は、試合に出場できない。
 - ⑨試合を棄権するチーム・棄権されたチームは、自分のチームの審判・当番をすること。
また、担当役員・関係するチームにも棄権する旨の連絡を入れ、大会運営に支障がないようにすること。
- 5 審判
- ①審判は、別紙日程表の該当チームが責任をもって行なうこと。
 - ②審判は試合開始15分前に集合し、試合を定刻に開始する。
 - ③審判は以下のことを遵守すること。
・服装を整える(審判服上下、ストッキング、ワッペン、時計、フラッグ、カード) **※審判服の色は黒が原則**
・主審は4級資格者以上が、副審は4級資格者程度(準登録)以上のものを行なうこと。
- 6 準備
かたづけ
- ①会場準備は、各コートでの第1試合の両チームが協力して行なう。
※コーナーフラッグを立てること。(港町Gはミーティングルームの中にあります。)
 - ②かたづけは、各コートでの最終試合の両チームが協力して行なう。
※ゴミ拾いもすること。かたづけ不備で苦情が出た場合は、該当当番チームで対処していただきます。
 - ③会場の開錠・施錠は、別紙日程表の該当チームが責任をもって行なう。
- 7 その他
- ①原則として雨天等による延期はしない。
雨天等により実施が疑わしい場合は、午前当番のチームは体育館へ確認をとってください。
第2試合以降のチームは午前当番のチームに連絡をとってください。
※延期になった場合は、再度日程をサッカー連盟から通知します。
 - ②当番チームは、競技規則等に基づき選手の服装・審判の服装・時間管理を確実に行なうこと。
※当番チームはセンターライン延長上のベンチに待機しておくこと。
試合結果は、各当番チームが責任をもって **試合当日に刈谷市サッカー連盟に連絡(メール)すること。**
連盟ホームページ連絡アドレス : info@kariya-fa.com または k-ueda-1965@poem.ocn.ne.jp
※連絡が遅れ、大会運営に支障が出た場合(日程・会場変更の連絡ができない等)は、そのチームに責任を取っていただきます。会場の確保・各チームへの連絡をしていただきます。